

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(別表) 汎用申請対象手続一覧	(別表) 汎用申請対象手続一覧
【保税関係】	【保税関係】
手続名称 (省略)	根拠法令等 (省略)
博覧会等の指定に関する承認申請 (省略)	関税法施行規則（昭和41年大蔵省令第55号。以下「 <u>関規則</u> 」とい <u>う</u> 。）第6条 関基62の2-8 (省略)
手続名称 (省略)	根拠法令等 (同左)
博覧会等の指定に関する承認申請 (同左)	関税法施行規則（昭和41年大蔵省令第55号）第6条 関基62の2-8 (同左)
【特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定製造者・認定通関業者関係】	【特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定製造者・認定通関業者関係】
手続名称 (省略)	根拠法令等 (省略)
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
手続名称 (同左)	根拠法令等 (同左)
関税帳簿等の電磁的記録等による 保存等の承認申請（特例輸入者 ）	関法第7条の9第2項（電子計算 機を使用して作成する国税関係 帳簿書類の保存方法等の特例に 関する法律（平成10年法律第25 号。以下「 <u>電帳法</u> 」とい <u>う</u> 。）第 4条、第5条を準用） 関令第4条の12第7項 関基7の9-2、関基7の9-5、 関基7の9-7（関基7の 9-2を準用）
関税帳簿等の電磁的記録等による 保存等の承認申請（特定輸出者 ）	関法第67条の8第2項（電帳法第 4条、第5条を準用） 関令第59条の12第6項（関令第 4条の12第7項を準用） 関基67の8-2（関基7の9-2、 関基7の9-5、関基7の 9-7を準用）

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(削除)	関法第7条の9第2項（電帳法第7条第1項を準用） 関令第4条の12第7項 関基7の9-3、関基7の9-7 (関基7の9-3を準用)
(削除)	関法第67条の8第2項（電帳法第7条第1項を準用） 関令第59条の12第6項（関令第4条の12第7項を準用） 関基67の8-2（関基7の9-3、関基7の9-7を準用）
(削除)	関法第7条の9第2項（電帳存法第7条第2項を準用） 関令第4条の12第7項 関基7の9-4、関基7の9-7 (関基7の9-4を準用)
(削除)	関法第67条の8第2項（電帳法第7条第2項を準用） 関令第59条の12第6項（関令第4条の12第7項を準用） 関基67の8-2（関基7の9-4、関基7の9-7を準用）
特例輸入税関関係書類の電磁的記録によるスキヤナ保存の適用届出（税関関係書類の電磁的記録によるスキヤナ保存の適用届出兼用）（特例輸入者）	(新規)

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
特例輸入関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出（国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出兼用）（特例輸入者） <u>関法第12条の2第3項</u> <u>電帳法第8条第4項</u> <u>関規則第2条第5項（関規則第2条第1項を準用）</u> <u>電帳規則第5条第1項</u> <u>関基12の2-16（関基12の2-2を準用）</u>	(新規) (新規)
特例輸入関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出（国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出兼用）（特例輸入者） <u>関法第12条の2第3項</u> <u>電帳法第8条第4項</u> <u>関規則第2条第5項（関規則第2条第2項を準用）</u> <u>電帳規則第5条第2項</u> <u>関基12の2-16（関基12の2-3を準用）</u>	(新規) (新規)
特例輸入関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出の変更届出（国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出の変更届出兼用）（特例輸入者） <u>関法第12条の2第3項</u> <u>電帳法第8条第4項</u> <u>関規則第2条第5項（関規則第2条第3項を準用）</u> <u>電帳規則第5条第3項</u> <u>関基12の2-16（関基12の2-4を準用）</u>	(新規) (新規)
特定輸出関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出（特定輸出者） <u>関法第67条の8第2項（関法第94条の2第3項を準用）</u> <u>関規則第8条第1項（関規則第10条第4項を準用）</u> <u>関基67の8-2（関基94の2-37を準用）</u>	(新規) (新規)

【調査関係】

手続名称	根拠法令等
(削除)	(削除)

【調査関係】

手続名称	根拠法令等
関税帳簿等の電磁的記録等による保存等の承認申請（輸入者）	<u>関法第94条第3項（電帳法第4条、第5条を準用）</u> <u>関令第83条第9項</u> <u>関基94-2（関基7の9-2、関基7の9-5、関基7の9-7を準用）</u>

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(削除)	(削除) <u>関税帳簿等の電磁的記録等による 保存等の承認申請（輸出者）</u>
(削除)	(削除) <u>関税帳簿等の電磁的記録等による 保存等の取止届出（輸入者）</u>
(削除)	(削除) <u>関税帳簿等の電磁的記録等による 保存等の取止届出（輸出者）</u>
(削除)	(削除) <u>関税帳簿等の電磁的記録等による 保存等の変更届出（輸入者）</u>
(削除)	(削除) <u>関税帳簿等の電磁的記録等による 保存等の変更届出（輸出者）</u>
関税関係帳簿の電磁的記録等によ る保存等に係る過少申告加算税 の特例の適用を受ける旨の届出 (国税関係帳簿の電磁的記録等 による保存等に係る過少申告加 算税の特例の適用を受ける旨の 届出兼用) (輸入者)	関法第12条の2第3項 電帳法第8条第4項 関規則第2条第1項 電帳規則第5条第1項 関基12の2-2
関税関係帳簿の電磁的記録等によ る保存等に係る過少申告加算税 の特例の適用の取りやめの届出 (国税関係帳簿の電磁的記録等 による保存等に係る過少申告加 算税の特例の適用の取りやめの 届出兼用) (輸入者)	関法第12条の2第3項 電帳法第8条第4項 関規則第2条第2項 電帳規則第5条第2項 関基12の2-3

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出の変更届出（国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出の変更届出兼用） (輸入者)	関法第12条の2第3項 電帳法第8条第4項 関規則第2条第3項 電帳規則第5条第3項 関基12の2-4
関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出（輸入者）	関法第94条の2第3項 関規則第10条第4項 関基94の2-37
関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出（輸出者）	関法第94条の2第3項 関規則第11条第1項（関規則第10条第4項を準用） 関基94の2-40（関基94の2-37を準用）
国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出（国外事業者）	電帳法第4条第3項 電帳規則第2条第9項